

倉庫業法に基づく料金等の掲示について

株式会社メイコン

倉庫業法第9条及び同法施行規則第7条の規定に基づき、以下のとおり掲示致します。

1. 保管料その他の料金

消費者から収受しないため掲示致しません。

2. 倉庫寄託約款

標準倉庫寄託約款（甲）（改正 令和八年国土交通省告示第二百三十七号）を適用致します。

3. 営業時間及び休業日

営業時間は午前8時30分から午後5時30分までと致します。休業日は国民の祝日、日曜日及び営業地慣行の休日と致します。

なお、営業時間及び休業日は、臨時に変更する場合がございます。

4. 当該営業所その他の事業所ごとの倉庫の種類

営業所名称	倉庫名称	倉庫種類
本社営業所	7号倉庫	1類倉庫
	8号倉庫	1類倉庫
	10号倉庫	1類倉庫
	12号倉庫	1類倉庫
	15号倉庫	1類倉庫
	18号倉庫	1類倉庫
名古屋空港営業所	1号倉庫	1類倉庫
	2号倉庫	1類倉庫
	3号倉庫	危険品倉庫
小牧東営業所	小牧東倉庫	1類倉庫
一宮営業所	佐千原倉庫	1類倉庫
	奥町倉庫	1類倉庫
一宮南営業所	一宮南倉庫	1類倉庫
岐阜羽島営業所	岐阜羽島倉庫	1類倉庫
	岐阜羽島 A 棟倉庫	1類倉庫
木曽岬営業所	木曽岬倉庫	1類倉庫
	桑名倉庫	1類倉庫
滋賀営業所	滋賀1号倉庫	1類倉庫
	滋賀2号倉庫	1類倉庫
日野営業所	日野流通センター	1類倉庫

以上